

# エコカー減税（自動車重量税）の概要

(令和8年度改正)

〔適用期間〕 令和8年5月1日～令和10年4月30日

〔適用内容〕 減税対象車両について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用（1回限り）

継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、原則として現行のエコカー減税の要件を満たす車両について本則税率を適用。

## 1. 乗用車

適用期間：令和8年5月1日～令和9年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
●電気自動車 ●燃料電池自動車 ●天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ●プラグインハイブリッド自動車	燃費性能	重量税	新車新規登録等	免税 ※1				
				令和12年度燃費基準 ※2				
	排出ガス性能			80%	95%	達成	105%	125%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減 ※3	重量税	新車新規登録等	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税	免税 ※1
クリーンディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合 ※4							

適用期間：令和9年5月1日～令和10年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
●電気自動車 ●燃料電池自動車 ●天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ●プラグインハイブリッド自動車	燃費性能	重量税	新車新規登録等	免税 ※1					
				令和12年度燃費基準 ※2					
	排出ガス性能			80%	85%	95%	達成	105%	125%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減 ※3	重量税	新車新規登録等	軽減なし 本則税率 ※5	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税	免税 ※1
クリーンディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合 ※4								

## 2. 軽量車（車両総重量 2.5t 以下のトラック）

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
●電気自動車 ●燃料電池自動車 ●天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※6 ●プラグインハイブリッド自動車	燃費性能	重量税	新車新規登録等	免税 ※1				
				令和4年度燃費基準				
	排出ガス性能			達成	105%	110%	115%	
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減 ※7	重量税	新車新規登録等	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税	

## 3. 中量車（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のトラック）

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
●電気自動車 ●燃料電池自動車 ●天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※6 ●プラグインハイブリッド自動車	燃費性能	重量税	新車新規登録	免税 ※1				
				令和4年度燃費基準				
	排出ガス性能			95%	達成	105%		
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規登録	50%軽減	75%軽減	免税	75%軽減	
	平成30年排出ガス規制25%低減 ※8							
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合 ※9	重量税	新車新規登録	50%軽減	75%軽減	免税		

## 4. 軽量車・中量車（車両総重量 3.5t 以下のバス）

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
●電気自動車 ●燃料電池自動車 ●天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※6 ●プラグインハイブリッド自動車	燃費性能	重量税	新車新規登録	免税 ※1				
				令和12年度燃費基準				
	排出ガス性能			65%	70%	75%		
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規登録	50%軽減	75%軽減	免税	75%軽減	
	平成30年排出ガス規制25%低減							
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合 ※10	重量税	新車新規登録	50%軽減	75%軽減	免税		

## 5. 重量車（車両総重量 3.5t 超のバス・トラック）

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
●電気自動車 ●燃料電池自動車 ●天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 NOx10%低減） ●プラグインハイブリッド自動車	燃費性能	重量税	新車新規登録	免税 ※1				
				令和7年度燃費基準				
	排出ガス性能			達成	105%			
ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成28年排出ガス規制適合 ※11	重量税	新車新規登録	50%軽減	免税			

※1 初回継続検査時等も免税。（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）

※2 乗用車のうち、ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車の減税対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。

※3 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、令和2年度燃費基準116%達成車両（WLTC 燃費値を持たないものに限る）又は平成22年度燃費基準173%達成車両（WLTC 燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。

※4 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準116%達成車両（WLTC 燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。

※5 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合についても本則税率を適用。

※6 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制 NOx10%低減車両についても、本則税率を適用。

※7 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、令和4年度燃費基準達成車両は本則税率を適用。

※8 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制50%低減車両についても、令和4年度燃費基準達成車両は本則税率を適用。

※9 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両、平成21年排出ガス規制 NOx・PM10%低減車両についても、令和4年度燃費基準95%達成車両は本則税率を適用。

※10 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制 NOx・PM10%低減車両及び平成30年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準達成車両（WLTC 燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。

※11 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制 NOx・PM10%低減車両及び平成28年排出ガス規制適合車両についても、平成27年度燃費基準110%達成車両（JH25燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。